

第6回教育委員会

令和2年5月29日
午後2時30分
大阪市教育センター

案 件

議案第48号

審査請求に対する裁決案について

議案第48号

平成30年5月7日付け審査請求について、別紙のとおり裁決する。

裁 決 書

審査請求人

処分庁

大阪市教育委員会

審査請求人が平成 29 年 5 月 22 日に提起した処分庁による大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づく部分公開決定（決定通知書の文書番号：大市教委第 352 号及び大市教委第 963 号。以下「本件各決定」という。）に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件各審査請求に係る処分において非公開とした部分のうち、別表 1、別表 2 及び別表 3 に掲げる部分について、非公開決定を取り消す。その余の部分については、本件各審査請求を棄却する。

事案の概要

1 公開請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 22 日に条例第 5 条に基づき、処分庁に対し、「2017 年度小学校道徳教科書採択に関する資料」を求める公開請求（以下「本件請求 1」という。）を、また平成 29 年 4 月 29 日に「教育委員協議会の会議録（議論の概要）と配付資料（2015 年 5 月 12 日、5 月 26 日、7 月 14 日、7 月 21 日、7 月 28 日開催分）」を求める公開請求（以下「本件請求 2」という。）を行った。

2 本件決定

(1) 処分庁は、本件請求 1 に係る公文書を「平成 29 年 4 月 11 日教科書採択に関する教育委員協議会配付資料」及び「平成 29 年 4 月 25 日教科書採択に関する教育委員協議会配付資料」（以下、あわせて「本件文書 1」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、教科書採択に関する教育委員協議会の配付資料の審議、検討又は協議に関する情報を公開しない理由を次のとおり付して、平成 29 年 5 月 8 日付け大市教委第 352 号による部分公開決定（以下「本件決定 1」という。）を行った。

記

条例第7条第4号に該当

(説明)

公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

本市の教育委員協議会に関する情報であり、公にすることにより、教育委員への働きかけ等が行われ、率直な意見が述べにくくなり、今後の教育委員会議等に影響をきたし、教育委員会事務局の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- (2) 処分庁は、本件請求2に係る公文書を「教育委員協議会の会議録（議論の概要）と配付資料（2015年5月12日、5月26日、7月14日、7月21日、7月28日開催分）」と特定した上で、条例第10条第1項に基づき、教科書採択に係る協議情報を公開しない理由を次のとおり付して、平成29年5月15日付け大市教委第963号による部分公開決定（以下「本件決定2」という。）を行った。

記

条例第7条第5号に該当

(説明)

本市の教育委員協議会に関する情報であり、公にすることにより、教育委員への働きかけ等が行われ、率直な意見が述べにくくなり、今後の教育委員会議等に影響をきたし、教育委員会事務局の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年5月22日に本件決定1及び本件決定2を不服として、処分庁に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下、それぞれ「本件審査請求1」及び「本件審査請求2」という。）を行った。

4 諮問

審査庁である教育委員会（以下「審査庁」という。）は、平成29年6月20日、条例第17条の規定に基づき大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する諮問を行った。

5 答申

令和2年3月30日、審査会から審査庁に対し、処分庁が本件決定1で公開しないこととした部分のうち、別表1に掲げる部分を、また本件決定2で公開しないこととした部分のうち、別表2及び別表3に掲げる部分を公開すべきである旨の答申があった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

「部分公開決定」処分の取り消し、当該情報の全部公開を求める。

本件で「公開しないこととした部分」は非公開情報に該当しないため。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求1について

ア 本件決定1において非公開とした情報について

本件文書1は、処分庁が平成29年4月11日及び4月25日に開催した教育委員協議会において配付した、平成30年度使用の道徳教科書採択にかかる資料であり、処分庁は、本件文書1のうち別表4の項番1の(う)欄に記載の情報(以下「本件非公開情報1」という。)について非公開とした。

イ 本件決定1を行った理由

教育委員協議会は、教育委員会が、その処理すべき事務について調査・研究等を必要とする場合に、原則公開とされている教育委員会会議とは別に開催するもので、委員の調査・研究を主目的としており、非公開で開催している。

処分庁では教育委員会会議の開催後、教育委員会会議の資料をホームページで公開しているが、教育委員協議会の会議資料は公開していない。

教科書採択に関する教育委員会会議は、原則公開で特に一般の関心も高く、円滑な議事進行と充実した議論が強く求められることから、処分庁では教育委員協議会において事前の調査研究や率直な意見交換、準備等を行っている。

本件決定時点では、平成30年度使用の道徳教科書が教育委員会で採択されていなかったうえ、本件協議会で調査研究や準備を行った教育委員会会議すらも開催されていなかった。そのような状況で本件非公開情報1を公にすることにより、検討段階にある採択の手順や日程などの未成熟な情報が公開されたり、特定の情報が尚早な時期に公開されると、市民の関心が極めて高い教科書採択について、未だ行政内部または教育委員間での検討段階にすぎない未確定で未成熟な情報が流布され、誤解や憶測に基づき市民等の間に混乱を生じさせたり、「教科書発行者に限らず外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われる」(平成29年3月28日付28文科初第1789号「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」より引用)べき教科書採択の審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。よって条例第7条第4号の事由に該当する。

また、教科書採択に関する教育委員会会議は、原則公開で特に一般の関心も高く、円滑な議事進行と充実した議論が強く求められることから、事前の調査研究や準備を行う必要がある。また、教育委員協議会会議資料は調査研究や準備という観点で過程段階のものとして作成されており、最終的に教育委員会会議の議事とは異なる内容が含まれていることは有りうる。本件非公開情報1が公開されることに

より、あたかも教育委員会会議がそのような議論を行っているかのような誤解を市民に与え、混乱を招くことが懸念され、委員に対する働きかけ若しくは攻撃が行われることになれば、調査研究や準備を積極的に行うことができなくなり、教科書採択に係る事務において上記のような教育委員協議会の役割を十分に果たすことができず、もって当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第5号の事由に該当する。

以上のことから本件決定1を行った。

(2) 本件審査請求2について

ア 本件決定2において非公開とした情報について

本件請求2に係る公文書は、処分庁が平成27年5月12日、5月26日、7月14日、7月21日及び7月28日に開催した教育委員協議会の会議録（議論の概要）と配付資料である。処分庁は、このうち別表4の項番2から項番6の（う）欄に記載の情報（以下項番順に「本件非公開情報2」から「本件非公開情報6」という。）について非公開とした。

イ 本件決定2を行った理由

(ア) 本件非公開情報2について

本件非公開情報2は、個人の氏名、住所、携帯電話番号、団体の代表者の氏名及び携帯電話番号であることから、個人情報であり、条例第7条第1号に該当し、ただし書ア、イ、ウに該当しないため非公開とした。

(イ) 本件非公開情報3から本件非公開情報6について

教育委員協議会は、教育委員会が、その処理すべき事務について調査・研究等を必要とする場合に、原則公開とされている教育委員会会議とは別に開催するものである。委員の調査・研究を目的としており、非公開で開催している。

本件非公開情報3から本件非公開情報6は意思形成過程にかかる情報であり、これを公にすることにより、市民や教科書発行者または各種団体等の関係者から教育委員への特定の教科書を採択するように（もしくは、しないように）働きかけが行われ、それにより率直な意見が述べにくくなり、今後、静ひつな環境で公正な教科書採択が行えなくなるおそれがある。よって、条例第7条第5号の事由に該当することから本件決定2を行った。

理 由

1 審査会の判断

令和2年3月30日付け大情審答申第473号をもって示された本件各審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、

条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、処分庁の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

(2) 争点

本件審査請求1における争点は、本件非公開情報1の条例第7条第4号及び第5号該当性である。

また、本件審査請求2における争点は、本件非公開情報2の条例第7条第1号該当性及び本件非公開情報3から本件非公開情報6までの条例第7条第5号該当性である。

(3) 条例第7条各号の基本的な考え方

ア 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

イ 条例第7条第4号の基本的な考え方

条例第7条第4号は、行政等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、未成熟な情報が公開されたり、特定の情報が尚早な時期に公開されたりすると、誤解や憶測に基づき不当に市民等の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとの考えのもとに、「本市の機関及び国等…の内部又は相互間における適正な意思決定が損なわれないようにするため、審議、検討又は協議に関する情報」は、原則として公開しないことができると規定している。

この「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報をいい、これらの審議、検討又は協議を行うた

めに必要な調査研究、企画、調整等を含むものと解される。

また、「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質に照らし、検討段階にある情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、行政等の適正な意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものであることをいうものと解される。

ウ 条例第7条第5号の基本的な考え方

条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のもをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(4) 本件非公開情報1について

ア 本件非公開情報1の条例第7条第4号及び第5号該当性について

(7) 審査会において本件文書1を見分したところ、本件非公開情報1のうち別表1に掲げる部分には、各図書の採択に係る根拠法令に基づく一般的な方針を記載したに過ぎない情報が記載されており、それ以外の部分には平成29年度の教科書採択に関する日程や方法が記載されていることが認められる。

(イ) 各図書の採択に係る根拠法令に基づく一般的な方針は未成熟な情報であるとは言えないことから、本件非公開情報1のうち別表1に掲げる部分は、これを公開しても、誤解や憶測に基づき不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは言えず、条例第7条第4号に該当しない。

また、同部分は、これを公開することにより今後、教育委員へ働きかけが行われ、教育委員が率直な意見が述べにくくなるなど、静ひつな審議環境の確保が困難となるとは言えず、教科書採択に係る処分庁の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性は認められないことから、条例第7条第5号にも該当しない。

(ウ) 本件非公開情報1のうち平成29年度の教科書採択に関する日程や方法が記載されている部分については、公開決定の時点において、平成29年度教科書は採択されておらず、また教育委員会会議が未開催のため当該年度の教科書採択の日程や方法について公開されていなかったことを踏まえると、同部分を公開することにより、これら未成熟な情報が公開され、誤解や憶測に基づき不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められることから、平成29年度の教科書採択に関する日程や方法は、条例第7条第4号に該当する。

イ 小括

以上により、本件非公開情報1のうち別表1に掲げる部分は、条例第7条第4号

及び第5号に該当せず、本件非公開情報1のうち平成29年度の教科書採択に関する日程や方法が記載された部分は、条例第7条第4号に該当する。また、本件非公開情報1のうち平成29年度の教科書採択に関する日程や方法が記載された部分の公開の可否については上記のとおりであるため、条例第7条第5号該当性については判断しない。

(5) 本件非公開情報2の条例第7条第1号該当性について

本件非公開情報2は団体より提出された質問書に回答先として記載された個人の氏名、住所、携帯電話番号であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウにも該当しない。

したがって、本件非公開情報2は条例第7条第1号に該当する。

(6) 本件非公開情報3の条例第7条第5号該当性について

本件非公開情報3は、非公開で開催される教育委員協議会における調査研究や教育委員会会議の準備を目的に、教育委員長が作成した別表4項番3の(イ)欄に記載の公文書(以下「本件文書3」という。)に記載された情報であり、これらの資料を参考に教科書の評価観点等に係るさまざまな議論や意見交換が行われることから、最終的に公開で行われる教育委員会会議の議事とは異なる内容が含まれている。教育委員が関連な調査研究を行うことを目的に開催される教育委員協議会において、委員が作成し、提出した本件文書3に記載された本件非公開情報3を公開することになれば、今後委員が、世論等への配慮から自己の知見や忌憚のない意見が記載された資料の提出を控えることにより、教育委員協議会において十分な調査研究等ができなくなり、処分庁の教科書採択事務に支障をきたす相当の蓋然性が認められる。

したがって、本件非公開情報3は条例第7条第5号に該当する。

(7) 本件非公開情報4の条例第7条第5号該当性について

ア 本件非公開情報4は、平成27年7月21日の教育委員協議会で配付された別表4項番4の(イ)欄に記載の公文書(以下「本件文書4」という。)に記載された情報であり、本件文書4は、これまでの教育委員協議会における教育委員の協議内容をもとに教育委員会会議において想定される大まかな流れとして、各委員の意見、まとめ、採決の内容が記載されている。

当該協議会の開催後の平成27年8月5日に開催された教育委員会会議は、報道機関や一般傍聴者に公開されており、開催後に議事録(以下「当該議事録」という。)が公表されている。審査会において、当該議事録と本件文書4を比較したところ、本件非公開情報4のうち別表2に掲げる発言内容は、当該議事録に同様の内容が記録されていることが認められる。

よって、平成27年8月5日の教育委員会会議で現に発言され議事録としてすでに公表されている内容を公開することにより、委員個人への抗議などの影響が生じるとは言えない。

したがって、本件非公開情報4のうち別表2に掲げる発言内容は条例第7条第5号に該当しない。

イ 一方、本件非公開情報4のうち別表2に掲げる部分以外の発言内容については、

発言例として作成されながら、最終的に教育委員会会議において各委員が何らかの意図をもって発言しなかった場合もあると考えられ、発言しなかった内容を公開することにより、発言しないことについて説明を求められることをおそれ、発言例どおりにしか発言を行わなくなるなど教育委員会会議で委員が闊達な意見を述べることを控えることになれば、教育委員会会議において十分な議論ができなくなることにより、処分庁の今後の適正な教科書採択事務の遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、条例第7条第5号に該当する。

ウ 本件文書4においては、発言者名をすべて非公開としているが、後記(8)の本件文書5においては、教育委員会会議における想定発言例の発言者名が公開されており、本件文書5と同様の性質を有する本件文書4において新たに発言者名を公開しても委員個人への抗議などの影響が生じるおそれはないと認められる。

したがって、本件非公開情報4のうち発言者名は条例第7条第5号に該当しない。

エ 小括

したがって、本件非公開情報4のうち、別表2に掲げる発言内容及び発言者名を除いた部分は条例第7条第5号に該当するが、別表2に掲げる発言内容及び発言者名は条例第7条第5号に該当しない。

(8) 本件非公開情報5の条例第7条第5号該当性について

ア 本件非公開情報5は、平成27年7月28日の教育委員協議会で配付された別表4項番5の(イ)欄に記載の公文書(以下「本件文書5」という。)に記載された情報であり、本件文書5は、これまでに調査研究等を目的に開催された教育委員協議会での教育委員の協議内容を踏まえ、あくまでも教育委員会会議における想定発言例として作成された資料である。

審査会において、上記(7)アに記載の議事録と本件文書5を比較したところ、本件非公開情報5のうち別表3に示す部分について、当該議事録に同様の内容が記録されていることが認められる。

平成27年8月5日の教育委員会会議で現に発言され議事録としてすでに公表されている内容を公開することにより、委員個人への抗議などの影響が生じるとは言えない。

したがって、本件非公開情報5のうち別表3に掲げる部分は条例第7条第5号に該当しない。

イ 一方、本件非公開情報5のうち別表3に示す部分以外の発言内容については、発言例として作成されながら、最終的に教育委員会会議において各委員が何らかの意図をもって発言しなかった場合もあると考えられ、発言しなかった内容を公開することにより、発言しないことについて説明を求められることをおそれ、発言例どおりにしか発言を行わなくなるなど教育委員会会議で委員が闊達な意見を述べることを控えることになれば、教育委員会会議において十分な議論ができなくなることにより、処分庁の今後の適正な教科書採択事務の遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、条例第7条第5号に該当する。

ウ 小括

したがって、本件非公開情報5のうち、別表3に掲げる発言内容を除いた部分は

条例第7条第5号に該当するが、別表3に掲げる発言内容は条例第7条第5号に該当しない。

(9) 本件非公開情報6の条例第7条第5号該当性について

本件非公開情報6は、平成27年7月14日、同月21日、同月28日に開催された教育委員協議会における発言内容のメモ（以下「本件メモ」という。）に記載された情報であり、処分庁によれば、本件メモは、担当者が他の資料を作成する際の参考とするため、教育委員協議会での各委員の発言内容の要点をメモしたもので、発言者に事前に了解を得て作成した資料ではなく、また本件メモの記載内容について発言者に確認をとっているものでもないとのことである。

以上の本件メモの性質を踏まえると、各委員の発言内容のメモである本件非公開情報6は、正確性が担保されていない情報であることから、これを公開することにより誤解を生じさせ、また、今後委員が、世論等への配慮から自己の知見や忌憚のない意見を控えることにより十分な調査研究ができなくなり、処分庁の今後の適正な教科書採択事務の遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められる。

したがって、本件非公開情報6は条例第7条第5号に該当する。

(10) その他

審査会で審査請求人に部分公開した公文書と実施機関が保管している公文書を比較したところ、本件文書5について、記載内容は同一であるものの、行ずれが生じページ数に相違がある状態であることを認めた。今後はこのようなことが起こらないよう、公文書の写し作成の際には適切な対応を取られたい。

(11) 審査会の結論

以上により、審査会としては、本件決定1で公開しないこととした部分のうち、別表1に掲げる部分を、また本件決定2で公開しないこととした部分のうち、別表2及び別表3に掲げる部分を公開すべきであると判断した。

2 審査庁の判断

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達した。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行服法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

(備考) 申請に対する一定の処分に関する措置

なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件公開請求につき別表1、別表2及び別表3に掲げる部分については公開する旨の処分をすることとする。

令和2年5月 日

審査庁
大阪市教育委員会 教育長 山本 晋次



(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別表1

- | | |
|---|---|
| 1 | 平成29年4月11日教育委員協議会配付資料「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について(案)」の次の非公開部分 |
| | ・ページ番号1
3行目から12行目まで及び22行目から最終行まで |
| | ・ページ番号2
2行目から5行目及び8行目から10行目まで |
| 2 | 平成29年4月25日教育委員協議会配付資料「第(空白)回教育委員会 平成29年5月23日」 |
| | ・ページ番号2
10行目から最終行まで |

別表2

- | | |
|--|--|
| | 平成27年7月21日教育委員協議会配付資料「中学校教科書採択の流れ(社会科)」の次の非公開部分 |
| | ・1ページ目
6行目、8行目から10行目まで、12行目の1文字目から8文字目まで及び30文字目から36文字目まで、13行目から17行目まで、20行目、27行目並びに最終行 |
| | ・2ページ目
1行目、2行目の1文字目から4文字目、4行目、6行目の1文字目から5文字目まで、11行目及び14行目 |

※ 1行に記載された文字を左詰めにし、数え、符号、句読点はそれぞれ1文字として数えるものとする。

別表3

- | | |
|--|--|
| | 平成27年7月28日教育委員協議会配付資料「(案)平成27年8月5日教育委員会会議手持ちメモ(教科書採択 中学校) その1」の次の非公開部分 |
| | ・ページ番号13(ただし審査請求人に部分公開した公文書においてはページ番号14)
2行目から5行目まで |

項番	決定通知書に記載の公文書の件名	(イ) 公文書の件名	(ウ) 公開しないこととした部分	(エ) 公開しないこととした理由	(オ) 処分庁の主張
3	平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 社会科学科(歴史・公民)教科書の掲載使用に関する調査 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 中学校社会科学科(歴史的分野、公民的分野)教科書と社会科・歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月	平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 社会科学科(歴史・公民)教科書の掲載使用に関する調査 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 中学校社会科学科(歴史的分野、公民的分野)教科書と社会科・歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月	項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 出版社名を除く全ての記載 出版社名を除く全ての記載	条例第7条第5号	項番3の(イ)欄に記載の公文書(以下あわせて「本件文書3」という。)は、大森委員らが調査研究のために作成した資料であり、教育委員会協議会において配付されたものである。 本件文書3は、調査研究や準備を目的に作成された意見形成過程にある資料であり、最終的に教育委員会協議会の議事録とは異なる内容が含有していることが有りうる。意見形成過程にある教育委員協議会調査研究を行うことを目的に開催された教育委員会協議会使用した本資料には、個人の思想信条にかかわる内容が含まれており、(ウ)欄に記載の(イ)以下「本件非公開情報3」という。)を公開することにより、教育委員会個人への働きかけや抗議等が行われることも懸念され、今後、調査研究や準備を積極的に行うことができなくなると、意見を述べにくくなるおそれがあることから非公開としている。
4	平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 社会科学科(歴史・公民)教科書の掲載使用に関する調査 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 中学校社会科学科(歴史的分野、公民的分野)教科書と社会科・歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月	平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 社会科学科(歴史・公民)教科書の掲載使用に関する調査 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 中学校社会科学科(歴史的分野、公民的分野)教科書と社会科・歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月	「1」歴史(各委員より歴史についての意見表明)の発言者名、発言内容のうち出版社名、評価内容 「1」歴史(各委員より歴史についての意見表明)の発言者名、発言内容のうち出版社名、評価内容 「2」公民(各委員より歴史についての意見表明)の発言者名、発言内容のうち出版社名、評価内容 「2」公民(各委員より歴史についての意見表明)の発言者名、発言内容のうち出版社名、評価内容	条例第7条第5号	項番4の(イ)欄に記載の公文書(以下「本件文書4」という。)は、中学校教育担当において、これまでに教育委員会協議会において配付した資料である。 (ウ)欄に記載の(イ)以下「本件非公開情報4」という。)は、委員が特定の教科書について意見を述べていることと判断できるものであるため非公開としている。あわせて、個人の思想信条にかかわる内容が公開されることにより、個人への抗議などの影響が懸念されることから非公開としている。
5	平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 社会科学科(歴史・公民)教科書の掲載使用に関する調査 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 中学校社会科学科(歴史的分野、公民的分野)教科書と社会科・歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月	平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 社会科学科(歴史・公民)教科書の掲載使用に関する調査 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 中学校社会科学科(歴史的分野、公民的分野)教科書と社会科・歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員会協議会配付資料 歴史的分野について 平成27年7月	「地理」のうち委員の発言例の一部 「歴史」のうち委員の発言例の一部 「公民」のうち委員の発言例の一部 「地図」のうち委員の発言例の一部 「補助教材」のうち委員の発言例の一部	条例第7条第5号	項番5の(イ)欄に記載の公文書(以下「本件文書5」という。)は、中学校教育担当及び教育政策課において、これまでに調査研究を目的に開かれた教育委員会協議会での委員協議会内容が、あくまでも教育委員会協議会において作成し、教育委員会協議会に配付した資料である。 (ウ)欄に記載の(イ)以下「本件非公開情報5」という。)は、委員が特定の教科書について意見を述べていることと判断できるため非公開としている。あわせて、個人の思想信条にかかわる内容が公開されることにより、個人への抗議などの影響が懸念されることから非公開としている。
6	平成27年7月14日(火)教育委員会協議会(午前の部)記録 平成27年7月14日(火)教育委員会協議会(午後の部)記録 平成27年7月21日(火)教育委員会協議会(前半)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(英語)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(音楽一般)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(音楽器楽)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(美術)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(保健体育)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(技術)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(家庭科)記録	平成27年7月14日(火)教育委員会協議会(午前の部)記録 平成27年7月14日(火)教育委員会協議会(午後の部)記録 平成27年7月21日(火)教育委員会協議会(前半)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(英語)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(音楽一般)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(音楽器楽)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(美術)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(保健体育)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(技術)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(家庭科)記録	発言者の氏名と、特定の教科書等について意見を述べている発言内容	条例第7条第5号	項番6の(イ)欄に記載の公文書(以下あわせて「本件メモ」という。)は、平成27年7月14日、同日21日、同日28日に開催された教育委員会協議会の記録メモである。本件メモは、教科書採択に向けた調査研究及び準備を目的として非公開で行われた教育委員会協議会に出席した関係者の委員が、会議当日に向けて議事進行の進め方を協議したためであることがあり、各委員の発言内容をメモとして録音したものである。 本件メモの記載内容について、事前に事前に了解を得た資料ではなく、また本件メモの記載内容について、原則として非公開の扱いとするべきであり、平成27年度の中学校社会科学科教科書の採択事務については、特定の教科書の取扱いをめぐって全国的に互異性から関心が高まっていること、本市教育委員会においても、様々な団体等から、特定の教科書に列挙する意見等が多数寄せられている状況であった。 このよう状況の中、本件平成27年度の教科書採択事務においては、教科書採択者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、勝つた瞬間を保持し、教育委員会の権限と責任のもと、公正かつ適正な教科書採択事務をすすめる必要性が特に強く求められる状況であった。 このような教科書採択をめぐる社会的背景などを踏まえ、本件メモが採択委員の調査研究を行うことが困難となり、新採択委員に選ばれることにより、調査研究を行うことが困難となることから、平成27年度の教科書採択事務の公正・公開を確保し、非公開とした。

審査請求に対する裁決案について

概要

平成 29 年 4 月 22 日付けで請求人より「2017 年度小学校道徳教科書採択に関する資料」に関する公開請求（以下「本件請求 1」という。）、また平成 29 年 4 月 29 日付けで請求人より「教育委員協議会の会議録（議論の概要）と配付資料（2015 年 5 月 12 日、5 月 26 日、7 月 14 日、7 月 21 日、7 月 28 日開催分）」に関する公開請求（以下「本件請求 2」という。）があったことから、教育委員会事務局は、次の情報を公開しないことし、本件請求 1 については平成 29 年 5 月 8 日付けで、本件請求 2 については平成 29 年 5 月 15 日付けで、部分公開の決定を行いました。

（本件請求 1）教育委員協議会の会議録（議論の概要）と配付資料（2015 年 5 月 12 日、5 月 26 日、7 月 14 日、7 月 21 日、7 月 28 日開催分）のうち、教科書採択に係る協議情報

（本件請求 2）教科書採択に関する教育委員協議会の配付資料の審議、検討又は協議に関する情報

公開しないこととした理由は、（本件請求 1）については、大阪市情報公開条例第 7 条第 4 号及び第 5 号に該当し、（本件請求 2）については、大阪市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当する情報であるためです。

その「部分公開」の決定に対し、請求者より教育委員会に対し、平成 29 年 5 月 21 日付けで「審査請求」がなされたことから、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行ったところ、令和 2 年 3 月 30 日付けで、「平成 29 年 5 月 8 日付け部分公開決定で公開しないこととした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を、また平成 29 年 5 月 15 日付け部分公開決定で公開しないこととした部分のうち、別表 2 及び別表 3 に掲げる部分を公開すべきである。」との答申を受けました。

本件は、その答申の内容を踏まえ、審査庁として教育委員会が請求者に対し裁決を行うものです。

「情報公開請求」

大阪市公文書公開条例に基づき、市政運営の透明化等を図るため、市民等を問わず、誰もが本市の公文書の公開請求ができる制度

【決定の種類】

- ① 公開決定
- ② 部分公開決定 ※ ※個人情報など公開できない情報もあります。
- ③ 非公開決定 ※
- ④ 不存在による非公開決定

「審査請求」

行政庁が行った処分に関し、行政庁に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度。国・地方に共通）

教育委員会における審査請求の流れ ※第三者機関に諮問を行うもの

- ① 審査請求人からの申し立て（審査請求）
- ② 処分担当課から第三者機関（情報公開審査会など）への諮問
- ③ 第三者機関からの答申
- ④ 処分担当課が裁決案を起案し、審査庁である教育委員会へ諮問
- ⑤ 処分担当課より裁決書送付

【参考】 大阪市情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) ～(3) 省略

(4) 本市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) ～(8) 省略